



平成 31 年度静岡県立総合病院及び静岡県立こころの医療センター 医事等業務委託(平成 31～34 年)公募プロポーザル実施要領

静岡県立総合病院及び静岡県立こころの医療センター医事等業務委託（平成 31～34 年）に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 31 年 4 月 26 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 委託業務

本事管第 35 号

平成 31 年度静岡県立総合病院及び静岡県立こころの医療センター医事等業務委託
(平成 31～34 年)

3 委託業務実施場所

静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院

静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター

4 委託期間

平成 31 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日まで（3 年間）

※ただし、平成 31 年 7 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること（当該引継ぎに係る費用は新受託者負担）。

5 委託業務の目的

静岡県立総合病院及び静岡県立こころの医療センターにおける、医事等業務委託を包括的に契約することにより、より良い患者サービスの提供及び病院経営を行うことを目的とする。

6 委託業務の内容

(1) 業務内容：別紙 1「業務一覧」参照。詳細は、「契約書（案）」、「共通仕様書（案）」、「各病院個別仕様書（案）」による。なお、参考資料として、業務の現況は別紙 2「業務一覧（県立総合病院・県立こころの医療センター）」のとおり（契約締結時までに除外予定の業務は除いてある）。

(2) 病院概要：別紙 3「病院の概要」参照

7 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務、庁舎等管理業務、物品購入等のいずれかの入札参加資格を有している者又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 平成31年4月1日時点の直近3年度以内において医事等業務を1年以上継続した受託実績（許可病床400床以上のDPC対象病院で業務受託したものに限る。）を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 業務説明会（9 業務説明会の実施 参照）に出席した者であること。
- (6) プロポーザル提案書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

8 プロポーザル参加申請書の認定について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から平成31年5月17日（金）の間（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合は祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

次の書類を1部提出すること。

- ・ 「プロポーザル参加申請書（様式1）」及び「応募者概要説明書（様式2）」
- ・ 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し（今後、申請する場合は申請書の写し、

ただし平成 31 年 5 月 17 日（金）までに参加資格が認められること）

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日時点の直近 3 年度以内において、医事等業務を 1 年以上継続した受託実績（許可病床 400 床以上の D P C 対象病院で業務受託したものに限り）を有する者であることを証する書面。
- ・ 返信用長形 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 392 円分を貼付のこと）

(3) 提出場所

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部 担当：経営管理課企画・情報班
〒420-8527 静岡市葵区北安東 4-27-1 電話 054-200-1610

- (4) プロポーザル参加資格の認定は、平成 31 年 5 月 17 日（金）をもって行うものとし、その結果は、平成 31 年 5 月 21 日（火）までに書面で通知する。

9 業務説明会の実施

業務内容の説明を実施する。業務説明会には、本実施要領及びホームページで配布する資料を必ず持参すること。

実施日：平成 31 年 5 月 9 日（木）

集合場所：静岡県立総合病院 6 G 臨床教育講義室及び静岡県立こころの医療センター大会議室

スケジュール	内容
9:15～9:40	プロポーザル全体説明・質疑応答
9:40～10:00	総合病院業務内容説明・質疑応答
10:00～10:40	総合病院業務現場見学
11:20～11:40	こころの医療センター業務内容説明・質疑応答
11:40～12:00	こころの医療センター業務現場見学

10 質問事項の受付・締切について

本業務委託等についての質問は、「質問書（様式 3）」により提出すること

(1) 提出期限

質問は、業務説明会以降随時受け付ける。提出期限は、平成 31 年 5 月 13 日（月）までとする。なお、締切日以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

電子メールによるものとし、送信時には 8（3）の受付窓口宛てに必ず受付の電話確認（054-200-1610）を行うものとする。E-Mail：honbu-jouhou@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、随時業務説明会参加者宛てメール送信する。最終回答は、質問提出期限後、平成 31 年 5 月 16 日（木）までに行う。

(4) ホームページ公開

質問及び回答は、ホームページで公開する。

11 プロポーザル企画提案書及び業務価格見積書の提出

(1) 提出書類

「公募プロポーザル企画提案書（様式4）」、「業務価格見積書（様式5）」により提出すること。

(2) 提出日

平成31年5月24日（金）午前9時から午後5時まで（厳守）
（正午から午後1時までを除く）

(3) 提出先

8(3)に同じ。

(4) 提出部数

「公募プロポーザル企画提案書（様式4）」は18部（正本1部、副本（写）17部：A4版、両面印刷、ホチキス止めとする。）なお、ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

(5) 提出方法

持参に限る。（持参前に電話で連絡のこと。）

(6) その他

ア 契約期間における本業務の概算業務価格（上限金額）は、848,560,022円（消費税及び地方消費税を除く。）であり、当該価格内で提案を行うこと。

イ 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ 本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、地方独立行政法人静岡県立病院機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

オ 提出された書類等は、一切返却しない。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

12 書面審査

事前に企画提案書の書面審査を行う。企画提案書に記載された内容について、評価した結果、上位3社を限度としてプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。書面審査結果については、平成31年5月31日（金）までに企画提案書の表紙に記載されたE-mailアドレスに電子メールにて通知する。

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所

静岡県立総合病院6G特別会議室

(2) 日時（予定）

平成31年6月10日（月） 午後2時00分～

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間 (予定)

プレゼンテーション 25 分以内

ヒアリング 15 分以内

(4) 出席者

4 名までとする。受託後に統括責任者及び各病院業務責任者として予定される者は必ず出席すること。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明すること。PCを使用したプレゼンテーションソフトによる発表を行う場合は、CD-Rにデータを入れ、企画提案書提出時（平成 31 年 5 月 24 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで（厳守））に併せて提出すること。

※プレゼンテーションソフトによる発表で使用するパソコン、プロジェクター等の機材は病院機構が用意する。

※プレゼンテーションソフトの内容は、事前に提出した「公募プロポーザル企画提案書（様式 4）」及びその参考資料の内容と一致するものとし、説明の順番についても企画提案書の様式の項目の順番を遵守すること。（企画提案書に盛り込み得ない画像、データの部分的な挿入で妥当な範囲と認められるものはこの限りでない。）

なお、企画提案書以外の説明資料の当日配布は認めない。

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

(7) その他

14(1)により失格となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

14 最優秀提案者の決定手順

(1) 価格の確認

価格に対する審査を提案書提出時（平成 31 年 5 月 24 日（金））に実施する。（「業務価格見積書（様式 5）」）

提出した価格が 11（6）アの価格を上回った場合はその時点で失格とする。

(2) 提案内容の審査

提案書に記載された内容について、別添に示す評価基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。得点が最も高い提案が 2 以上ある場合は、価格に関する評価における数値が高い方を最優秀提案に決定する。

(3) 価格に関する評価

価格については、次の方法により評価し、価格点を付与する。

$$\text{価格点} = 200 \text{ 点} \times \text{最低見積価格} / \text{提案価格} + \text{順位点 (最大 100 点)} ※$$

※順位点は 1 位 100 点、2 位 70 点、3 位 35 点、4 位 0 点とする。

15 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を

行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

16 審査結果の公表

- (1) 審査結果については、平成 31 年 6 月 14 日（金）以降、参加者全員に電子メールで、委託事業者を含め全参加者の名称及び点数を通知する。また、地方独立行政法人静岡県立病院機構ホームページ上でも公表する。
- (2) 本審査に関する異議には一切応じない。

17 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・概算業務価格（上限金額）を超えた場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・プレゼンテーションの開始時間に遅れた場合
- ・不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた場合
- ・会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合

18 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約書の内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、業務開始（平成 31 年 10 月 1 日）までの間に、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。（プレゼンテーション時に出した企画提案事項については、契約書に記載がなくても遵守すること。また、契約後おおよそ 1 年経過毎に委託業務内容の見直しがある。）

19 支払い条件

毎月払い、3 年計 36 回の分割払とする。

20 その他

- (1) プロポーザル参加者は、契約書（案）及び仕様書（案）を含む契約内容を熟読すること。
- (2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約締結者は、院内における来院者向け受託業者掲示用のプレートを 2 枚（総合病院、こころの医療センター各 1 枚）用意すること。